

第 1 回

厚生小委員会会議録

平成 1 5 年 9 月 1 9 日 (金)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第 1 回 厚生小委員会

日 時 平成 1 5 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 3 時 0 0 分

会 場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2 F 第 1 会議室

出席委員 (9 名)

委員長	浅田 清喜	尾西市議会議員	副委員長	吉田 勇吉	一宮市議会議員
委員	日比野友治	木曾川町議会議員	委員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
"	友定 良枝	一宮市学識経験者	"	青木 隆子	尾西市学識経験者
"	橋本 照夫	尾西市学識経験者	"	不破 孝彦	木曾川町学識経験者
"	松村真早美	木曾川町学識経験者			

議事日程

- 1 . 開会
- 2 . 委員紹介
- 3 . 厚生小委員会委員長及び副委員長の選出について
- 4 . 議題
 - (1) 報告事項
 - 報告厚生第 1 号 厚生小委員会の役割について
 - 報告厚生第 2 号 厚生小委員会のスケジュールについて
 - (2) 提案事項
 - 協議厚生第 1 号 介護保険事業の取扱いについて
 - 協議厚生第 2 号 生活保護事業について
- 5 . その他
 - ・厚生小委員会の日程について
- 6 . 閉会

森 輝義事務局長

皆様こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから「第 1 回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 厚生小委員会」を開催いたします。

私、今日司会を担当させていただきます事務局の森と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に、数点確認をさせていただきたいと存じます。

まず、この小委員会の会議も本協議会同様、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程によりまして公開としておりますのでご了承願います。

次に、本日の出席状況ですが、委員総数 9 名のうちご出席が 9 名となっており、小委員会規程第 6 条第 2 項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、今回の会議の議事録の署名についてでございますが、第 1 回協議会にてご承認いただきましたとおり、小委員会については毎回会議録を調製し、後ほどお選びいただきます委員長さんにご署名をお願いいたしますことになっておりますので、よろしくお願いたします。

初回の会議でもございますので、本来ならお一人ずつ自己紹介をいただくところですが、次第をはねていただきました、1 ページの「委員長及び副委員長の選出について」下欄に委員名簿を掲載させていただいておりますので、この名簿をもちましてご紹介とかえさせていただきます。

次に、委員長及び副委員長の選出に移ります。同じく資料 1、1 ページをご覧くださいと思います。

小委員会設置規程第 4 条第 1 項に「各小委員会に次の役員を置く。(1)委員長 1 名(2)副委員長 1 名」、同第 2 項に「役員は、小委員会委員の互選により選出する。」とありますので、委員さんご協議の上お決めいただきたいと思いますと存じますが、いかがいたしましょうか。

日比野 友治委員

推薦という形で選んでいただくのが一番適当だと思いますので。それについて、私は委員長には尾西市議会の浅田先生、並びに副委員長には一宮市議会の吉田先生にぜひともお願いしたいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いいたしたいと思います。

森 輝義事務局長

ただいま委員長を浅田尾西市議会議員、副委員長を吉田一宮市議会議員とのご推薦がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森 輝義事務局長

ありがとうございました。

それでは、委員長を浅田委員さん、副委員長を吉田委員さんをお願いすることに決しま

す。

恐れ入りますが、浅田委員長さんと吉田副委員長さんにおかれましては、前の方の席へお移り願いたいと思います。

それでは、これ以降、小委員会規程第6条第3項に基づき進行は、会議の議長となります委員長さんをお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

座ったままで大変恐縮でございます。一言ごあいさつを申し述べさせていただきたいと存じます。

尾西市会議員の浅田でございます。小委員会の委員長という大役でございますが、皆様方のご協力をいただきながら、誠心誠意務めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第1回の協議会で、事務局から既に2,000を超える事務事業の調整作業を進めているというお話がございました。これらのうち住民生活に密接に関連する重要な事項の実質的な審議につきましては、小委員会に委ねられておりますことは、ご案内のとおりでございます。

特に厚生小委員会におきましては、高齢者福祉や児童福祉及び健康づくり事業など、住民生活に密接に関連する事項がたくさんあると聞いております。現在の予定でございますと、来年1月から2月ごろに住民説明会が開催されるということでございますので、遅くとも12月までに、これら事業につきましての協議を整えていかなければなりません。

本小委員会におきましても、精力的に協議を進めていかなければならないと考えておりますので、委員の皆様方におかれましてもどうかご協力方をお願いし、あいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

初めに報告事項、報告厚生第1号及び報告厚生第2号でございますが、厚生小委員会の役割につきましては十分ご理解いただいていると思っておりますが、確認の意味も含めまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

お手元の次第の方、2ページをお願い申し上げます。厚生小委員会の役割についてということでございます。厚生小委員会の担任する事項といたしまして、(1)使用料、手数料等の取扱いに関する事項からその他の(16)まで、16項目を今後ご協議いただくということになってまいります。その下の方に小委員会規程(抜粋)をつけさせていただきました。ここの第2条、所掌事項といたしまして、規約第3条に規定する事務の一部について、調査及び審議をするものとなっております。

それから、別表第3条関係というところで、太枠で囲ってございますように、厚生小委員会では、9名の皆様でご審議いただくということでございます。

次に、3ページでございます。合併協定項目及び小委員会への付託。これは第1回の協議会でお示ししたものでございますが、1の合併の方式から25新市建設計画に係る事項ま

で、この25項目でございますが、これをそれぞれの所管の小委員会に付託するという一覽でございます。

4 ページでございます。厚生小委員会付託協定項目についていうことでございます。先ほど2 ページでご説明いたしました担任する事項の調整方針を書いてございます。これは総務省の合併の手引き等から調整方針をお示しであります。必ずしも本協議会、本小委員会が、この協定方針どおりの表現になるというものではありませんが、基本的な考え方ということでご理解を賜りたいと存じます。

4 ページの一番頭でございますが、15の使用料、手数料等の取扱いというところで、3 行目、なお書きのところでございます。使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければならない。

あるいは20でございますが、国民健康保険事業の取扱いというところでございます。市町村が保険者となり運営している国民健康保険について、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料が異なっている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないようにする。なお、国民健康保険税の制度を採用している場合は、合併特例法第10条による不均一課税をとることができるとしております。

その下21でございます。介護保険事業の取扱い。介護保険事業は、制度の中で保険料や納期が異なる場合があり、早期に一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図る必要があると記しております。

5 ページでございますが、23 - 10障害者福祉事業でございます。障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進し、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し充実に努めることが適当であるとうたっております。これについては、下の高齢者福祉事業、児童福祉事業についても同じような表記がなされております。

6 ページでございます。23 - 13保育事業、2 行目でございますが、保育料については、一般的には、国の徴収基準に合わせて、合併後速やかに調整することが適当である。ただ、団体間において著しく差異がある場合は、調整期間を設け、激変緩和に努めることが適当であると記しております。

次に、23 - 14生活保護事業でございます。国等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりである。ただし、市は福祉事務所を設置しているが、町村の生活保護法に基づく事務のほとんどは都道府県の福祉事務所が事務を行っている現状にある。したがって、市と町村が合併する場合又は町村が合併により市となる場合は、これらの事務が合併を機に新市に移管されるため、事前の事務引継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置における配慮等が必要であるということをおおむねこういったことを基準として、調整方針を出していきたいというふうに考えております。

次に7 ページ、資料3でございます。厚生小委員会のスケジュールについてでございます

す。左の方に使用料、手数料等の取扱い以下協定項目が並んでおりますが、その右を見ていただきますと矢印が書いてございます。これはいつ協議を開始し、いつ終わるのかを示したものであります。例えば本日、9月19日の欄を見ていただきますと、介護保険事業の取扱い、生活保護事業の矢印がスタートいたしております。これの終わるのが10月28日となっておりますので、できますならば本日この2項を提案させていただいて、10月の2回目に協議いただいて決定いただき、10月28日を全体協議会に報告し、ご決定いただきたいというのが事務局の案でございます。

また、10月20日のところを見ていただきますと国民健康保険事業、あるいは保健衛生、高齢者福祉等々の事業をこの日にご提案申し上げたいというものでございます。若干項目によってその開始時期が前後する場合がありますかもしれませんが、おおむねこのスケジュールにのっとった形でご提案、ご協議をお願いしたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局よりご説明がございましたが、報告事項について何かございましたら、活発なご意見をいただければありがたいと思っています。

副委員長さんの方も、ご意見がありましたら遠慮なくお出しいただきたいと思います。

吉田 勇吉副委員長

特にありません。

浅田 清喜委員長

報告事項でございますから、今後こう進めていくよということでございますので、提案をされましたときにまた大事なところでございますので、この順序でスケジュールを示されておるとお思いますので、このことにつきましてはよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

では、ほかに質問もないようでございますので、報告厚生第1号及び報告厚生第2号につきましては、原案のとおり今後も進めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

次に、提案事項に移ります。ここからは個別の協定項目についての調整方針についての協議となります。第1回の全体の協議会の説明もありましたように、小委員会では原則提案事項として議案に上げ、ご質問等をいただきながら協議をいただくのでございますが、次回の小委員会で決するという、きょう提案をしてお持ち帰りいただいて、次回の小委員会で決定をするいうふうになっておりますので、お願いをいたしたいと思います。

それでは、提案事項の協議第1号 介護保険事業の取扱いについてを議題とさせていただきます。

事務局より報告を求めます。

伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

それでは、今の次第の9ページをお願い申し上げます。協議厚生第1号 介護保険事業の取扱いについて協定項目第21号でございます。

介護保険事業の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

調整方針、原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、第1号被保険者保険料及びその普通徴収に係る納期については、平成17年度から一宮市の制度に統一するというふうにさせていただきたいと存じます。

恐れ入ります。協議附属資料、横書きの介護保険事業の取扱いというものをお願いしたいと存じます。

まず、5ページをよろしくお願いしたいと思います。少し細かい字で読みにくくて申しわけありませんが、介護保険事業のあらましといたしますか、それを先にご説明申し上げたいと思います。

まず1. 介護保険とはでございます。介護保険は、40歳以上の加入者に納めてもらう保険料と、国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源として運営され、加入者が介護や支援が必要とするときに、介護サービスを利用する費用にあてることで、加入者とその家族を支える仕組みである、ということでございます。

2番を飛ばしまして、保険料のところを見ていただきたいと思います。ここで被保険者となっております。被保険者としましては65歳以上の方、真ん中でございます。これは第1号被保険者となっております。

次に、40歳以上65歳未満の医療保険加入者、これが第2号被保険者といわれるものであります。

次に、の第1号被保険者の保険料となっております。これは3年ごとに市町村が条例で設定するということになっております。この2行目の後ろの方に「さらに」と書いてございますところを見ていただきたいと思います。さらに、第1号保険料は、負担能力に応じた負担を求める観点から、その所得状況に応じて5段階に区分するということを記しております。

その下の行になります。国民年金法による老齢基礎年金等の老齢年金を一定額以上受給している第1号被保険者については、当該年金が支給されるときに、年金額から差し引かれる。それ以外の第1号被保険者については、市町村へ直接納付するということになっております。それ以外の第1号被保険者というのは、年金をもらってみても年18万円以下の方、あるいは無年金の方、これらが対象になるということでございます。

の第2号被保険者の保険料でございますが、これはその第2号被保険者が加入している医療保険ごとに、その医療保険の保険料の算定方法に基づいて決定されるというものであります。

介護というのはどうやったら認定されるのかということでございますけれども、4番に介護認定審査というのがございます。で要介護認定となっておりますが、このところの2行目でございます。サービスを受けるためには、寝たきりや、痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）となっておりますが、受けることが必要であ

るというふうに書かれております。

この2行目の真ん中辺のところから、本人の日常生活の自立度など、全国共通の調査票に基づいて行う調査の結果により、まず一次判定を行います。一次判定が終わった後、3行目の真ん中辺でございます。保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で、介護が必要かどうか、介護の必要な度合い（要介護度）となっておりますが、総合的に審査・判定する。これがいわゆる二次判定といわれるものであります。この一次、二次の判定を経て、サービスの度合いが決定されるというものであります。

次の審査会はちょっと飛ばさせていただきます、5の保険給付でございます。サービスは、大きく分けて在宅サービスと施設サービスの2つがあります。そのサービスの種類ごとに設定される介護報酬の90%が保険で給付され、10%が利用者の負担となるという仕組みでございます。

6ページをお願い申し上げます。ここで介護給付、それから予防給付、保健福祉事業となっておりますけれども、介護給付というのがいわゆる1から5までの要介護の認定を受けた方が受けられるサービス。次の右の隣が予防給付となっておりますが、これは要介護度1まではいかないが、要支援と認定された方が受けられるサービスということでございます。これが縦に並んでいます。その縦の中でも在宅、家で受けることができるサービスが上の方の段ですね。それで、下の方の段に施設サービス、施設で受けていただくサービスにはこのようなものがあります。といいますと要支援者というのは施設サービスは受けられないということが、ここでおわかりいただけるかと思えます。

介護保険を使った保健福祉事業、一番右の欄でございますが、これはまた後ほどご説明申し上げますけれども、一宮市、尾西市、木曽川町、2市1町ではこれは行われておりません。

7ページ以降には、介護保険法の抜粋がつけてございます。また後ほどお読みいただければと思います。

戻っていただきまして、1ページをお願い申し上げます。1項目の保険料でございます。これは一番右の欄を見ていただきますと、調整方針となっております。平成17年度分から一宮市の保険料に統一するということを記しております。

一宮市の保険料を見ていただきますと、一宮市だけじゃないんでございますが、第1段階から第5段階まで保険料が定められております。この保険料、見ていただきますとわかるように一宮市が一番安いといえますか、一番低い年額になっております。この一宮市の保険料に合わせるということで調整がなされております。

第2段階を見ていただきますと、尾西市が第2段階で一宮より100円高い。木曽川町はおしなべて第1段階から第5段階まですべて保険料が高いということになっておりますが、これはすべて一宮市の制度に合わせるということで調整がなされております。

次に、2の納付方法でございます。これが第1号被保険者の年金年額18万円未満のところですが、ここが普通徴収で一宮と木曽川が年8回となっております。尾西市は年6回となっておりますので、これも一宮市の制度に統一、これは木曽川といってもいいんですが、

一宮市の制度に統一するというところで、この年金年額18万円未満の方の徴収についても、年8回に統一させていただこうというものでございます。

次に、3の納期でございます。これも一宮と木曽川が年間8期で納付いただくのですが、尾西市は6期となっております。これも一宮市の制度に統一するというところでございますので、これも8期に統一させていただきたいという提案でございます。12月においては、一宮が27日、木曽川町が25日となっておりますが、これも一宮の制度に合わせるということでございますので、12月についても27日ということをお願いしたいと存じます。

次に、4の保険料の減免でございます。一宮だけが第1段階、第2段階に該当し、本人の前年の合計所得金額が33万円以下の場合、介護保険料額の2割を減免するという措置を講じておりますが、尾西市、木曽川町においては行われておりませんので、これは同じく一宮市の制度に統一するというところで調整がなされております。ただし、今までこの減免については、市の方から該当者に対して一方的に減免をしておいたものを、申請主義に変えさせていただきたいということでございます。本人からの申請に基づき減免をするということでございます。

次に、2ページをお願い申し上げます。5の介護保険認定審査事務でございます。年間かなり数多くやられておりますけれども、この中で4番目の合議体数というのがございます。一宮市が6合議体、尾西市が2合議体、木曽川町も2合議体でございます。この合議体というのは、要は介護認定を審査するという組織ということでご理解いただきたいと思いますけれども、これを調整方針といたしましては一宮市の制度を適用するというところで、合議体数を全体で9合議体とさせていただきたいと思っております。これを週3回、3合議体、要は3掛ける3で週9回実施していきたいというものでございます。

なお、委員の報酬単価についても一宮市が1回2万3,000円、尾西市が1万8,400円、木曽川町が2万円となっておりますが、これも一宮市の制度ということで2万3,000円に統一させていただきたいというふうに考えております。

次に、6の介護保険認定調査事務でございます。これはそれぞれ一宮市が全部委託、それから尾西市が一部直営ですがほとんど委託、それから木曽川町がすべて町保健師による調査ということになっておりますけれども、これも合併時に一宮市の制度を適用させていただきたい。委託でいきたいということでございます。ただし、認定調査形態はすべて委託を基本としますが、変更申請等特殊な事例は市の職員が実施するというところで、調整がなされております。

次に、7の上乗せ給付、8特別給付、9保健福祉事業、これは2市1町どこも行っておりませんので、このまま行わないというところで、今後も現行のとおりとしていきたいという調整がなされております。

次に、10のケアマネジメント支援事業でございます。これについて、ご覧のとおり木曽川町のみでしか行われておりません。内容を申し上げますと、介護認定を受けたものの介護サービスを利用されていない人に対して、ケアマネジャーが定期的に居宅を訪問し、本人や家族の心身の状態・要望を把握し、適切な指導・助言を行うというものでございます。

これは調整方針を見ていただければわかりますように、木曾川町の事業を適用するという
ことでございますので、2市1町合併した後、2市1町でこの制度を続けていきたいとい
うことでございます。

次に、11、12、13、14というのは介護保険の保険者数、あるいは介護保険の施設、ある
いはその入所者数というものを示しております。後ほどご覧いただければと思います。

14の組織体制のところの一部誤りがございます。ご訂正の方、お願いしたいと存じます。
尾西市の担当部署が市民福祉部高年福祉課となっておりますが、高年をとっていただきた
いと思います。市民福祉部福祉課でございます。訂正方、よろしく願い申し上げます。

4ページでございます。先進事例といたしまして、先進の合併市町の調整方針を載せて
おります。例えばさいたま市においては、介護保険事業については、合併までに制度導入
に向け、一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとするといった記載がされてお
りますけれども、また参考までに見ていただきたいと存じます。

私からの説明は以上でございます。

浅田 清喜委員長

ただいま事務局より介護保険の取扱いについてのご説明がございました。ご意見、ご質
問等がございましたらお出しをいただきたいと思ひますし、この資料を見せていただきま
すと、これは尾西市は大分悪かったなど。制度として合併すると切り捨てられるといいま
すけれども、私のところは切り上げられておいしいことやなという感じを持っておりますの
で、活発なご意見をいただければありがたいと思ひています。

日比野 友治委員

2ページの説明書の中の合議体数ということで、今、一宮市が6合議体でやっておみえ
になって、今度提案として9合議体でやられるというように、人数が多くなるからこうい
うふうになるという理解をしておりますけど、それでよろしいですか。

浅田 清喜委員長

はいどうぞ、事務局。

伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりでございます。

浅田 清喜委員長

日比野さん、よろしゅうございますか。

日比野 友治委員

よろしいです。

浅田 清喜委員長

どうぞご意見がありましたら。

はい、どうぞ。

友定 良枝委員

すみません、ちょっと質問なのですが、6番の介護保険認定調査事務のところ、木
曾川町のところが の調査の形態で遠方のみ委託となっているんですけど、ちょっとこの

ことは議題とは関係ないかもしれないんですけど、木曽川町はそれほど広いとは思っていないですし、どういう場合が遠方のみとなるのか知りたいんですけど。

浅田 清喜委員長

はいどうぞ、事務局。

伊神 正文事務局課長

これは、住民票は木曽川町に置いてみえるのですが、実際のお住まいが東京とか大阪とかいった場合のことを記しております。

浅田 清喜委員長

ようございますか。

友定 良枝委員

すみません、ありがとうございました。

浅田 清喜委員長

はいどうぞ。

青木 隆子委員

すみません、1の保険料なんですけども、一宮市、尾西市、木曽川町それぞれこういうふうにするに至ってはそれなりの理由があってこういうふうになっていると思うんですけども。それを今度一宮市さんの方に統一するという事で、金額が安くなる。尾西市からの第2段階も安くなりますし、木曽川町さんからも大分安くなるんですけども、これから高齢化社会、現在そうなんですけれども、その金額を安くすることでこれから国の方針なんかいろいろ変わってくると、金額的なことも変わってくると思うんですけども。安くしてこれから先の維持というものが見通しとしてできるのかなと。安いにはこうしたことはないんですけど、払う側としては。

浅田 清喜委員長

はいどうぞ、事務局。

伊神 正文事務局課長

まず、それぞれの市町の保険料でございますが、これは被保険者数、あるいは要介護者の出現率、どのくらいの方が要介護になるのか、あるいはそのサービスの程度といったことによって決められたものであります。

今、確かに一宮市の保険料に合わせるということで、尾西市、木曽川町の皆さんにとっては下がるからいいんですけど、将来的にどうなんだという話であります。これは先ほどご説明いたしました5ページでございますが、2のところ介護保険事業計画、先ほどちょっと説明飛ばしましたけれども、事業計画というのがあります。3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画云々でございます。この中で、それぞれ3年ごとに5年間を推計して、このまま先ほど申しました要介護者の出現率とか、サービスの程度とかいったものを加味して3年ごとに見直すということでございます。この介護される方がたくさん増えてくる、あるいは施設のサービス、例えば特養とか老健施設とかいったものを造れば、当然サービスの程度が高まるわ

けですので、保険料もそれに準じて上がってくるということでございます。これについては将来のこの計画づくりの中で反映されてくるものということでございますので、今の段階でどうのこうのは言えませんが、上がる要素が増えてくれば上がる可能性もあるということで、ご理解を賜りたいと存じます。

浅田 清喜委員長

どうぞほかの方、ありましたらどうぞ。

不破 孝彦委員

2ページの介護保険認定審査事務というところで、合議体ということなんですけれども、この合議体の構成されているメンバーというのはどんな方々で構成されておられるわけでしょうか。

浅田 清喜委員長

はい、どうぞ。

伊神 正文事務局課長

恐れ入ります。これも5ページをお願いいたします。下から2つ目のの介護認定審査会というのがございます。この2行目で、5人を標準として市町村が定める人数からなる合議体を単位に審査判定を行うということになっております。その次に、委員は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から市町村長が各分野の均衡に配慮して任命するとなっておりますので、この保健・医療・福祉の経験者ということでございます。ですから、ドクターとか保健師とかいった方々が、この審査を行うということでございます。

不破 孝彦委員

はい、わかりました。

浅田 清喜委員長

ほかにどうぞございましょうか。

あくまでも今日お持ち帰りをいただいて、当然市町でまたご研究をいただいて、次回にご決定をいただく場が設けられておりますので、次回にお出かけいただくときに、今日気づかなかったことはまたそこでご質問いただいて、成案にしていけばいいと思っておりますので。大変恐縮でございますが、この介護保険につきましてはお持ち帰りをいただき、次回の会議までにお考えをまとめていただければありがたいと思っておりますので、これで介護保険につきましてはよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

それでは、次回の会議に送らせていただきます。

続きまして、提案事項の協議第2号の生活保護事業についてを議題とさせていただきます。

事務局より説明を求めます。お願いします。

伊神 正文事務局課長

10ページをお願い申し上げます。協議厚生第2号 生活保護事業について(協定項目第

23 - 14号)でございます。

生活保護事業に係る調整方針(案)を次のとおり提案する。

調整方針でございます。生活保護事業は、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐものとする。その他各種事務の取扱いについては、一宮市の事業を適用する、という調整方針とさせていただきます。

別添の協議附属資料、生活保護事業のつづりをお願い申し上げます。

1ページでございます。1.生活保護事業でございます。これは、先ほどご説明したとおり国の事業でございますので、調整方針も、事業制度は2市1町同じであるため現行のとおりとする、いうふうにさせていただきます。ちなみに一宮市の保護世帯数が650世帯で、保護人員が944名。尾西市が116世帯の155名。木曾川町が53世帯の保護人員が78名ということになっております。

それに係る予算といえますか執行額が、一宮市が平成14年度予算といたしまして16億8,181万4,000円、尾西市が3億4,832万2,000円。木曾川町は県が実施しておりますので、予算はゼロというふうになっております。この予算額の内訳といたしまして国が4分の3、市が4分の1の負担となっております。

次に、2の生活保護入浴券理容券交付でございます。これは一宮市のみが実施しておいた事業でございます。風呂のない被保険者に1人当たり月6枚の無料入浴券を交付する。それと被保護者に月1枚の福祉利用券、割引券を交付するというものでございましたが、一番右見ていただきますとわかりますように、合併時に事業を廃止するという調整をさせていただきます。これは、今まで慣例で行っていましたが、他の市町の状況を調査してみてほとんどやっているところがおみえにならないということで、廃止をしていきたい。これは、入浴あるいは理容を含めた最低生活に必要な額については、生活保護費の中に含まれているという判断のものと調整方針でございます。

次に、3の生活保護歳末慰問でございます。歳末に被保護者が入所入院している施設病院を訪問する際の手土産として、平成14年度実績で5万円書かれております。25カ所ということですので1カ所2,000円になると思いますが、これはこのとおりでございます。入院してみえる病院に対して、入所者でなくて病院に対して手土産を持って訪問していくと、年末に訪問するというところでございますが、これも行われている市町村が他に余りないようでございます。慣例で行っていたものでございますので、これは合併時に廃止していきたいと。

ただし、見舞いには行かないというわけではありません。お見舞いには年末にお邪魔するんですが、手ぶらで行くということでございます。

次に、2ページをお願いいたします。4の法外扶助事業でございます。行旅病人の通院医療費となっておりますが、この行旅病人というのはいわゆる、行き倒れの方のことでございます。この方が例えば一宮市で病気をされたといった場合に治療しなければいけない。通院した場合の治療費を平成14年度実績で26件、27万3,000円あったということでございますが、これについては尾西市もやっておみえになりますが、尾西市は14年度は0件でござ

ざいます。木曾川町は、なしということでございますので、これも調整方針としては合併時に一宮市の事業に合わせるということでございます。

次に、行旅人の旅費でございます。これもお金を持ってみえずに一宮、あるいは尾西にみえた場合にどうするのかということでございますが、一宮の場合はJRあるいは名鉄の切符を渡しているところでございますが、尾西市と木曾川町の場合は1人500円の現金を渡していたということでございますけども、これも今後切符による対応としたいということで、調整がなされております。

次に、行旅死亡人でございます。これはこのとおりでございますが、引き取りのない身元不明の死亡者の取扱いということで、どっかからみえて亡くなった方をどうするのかということでございますが、一宮市の場合は14年度実績で3件ございましたということでございます。これは一宮市の市の福祉課の方で対応しているということでございます。これに係る費用というのは100%国のお金で処理されているというものでございます。これも事業制度が2市1町同じであるため、このまま現行のとおり続けていくというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

浅田 清喜委員長

ただいまご説明がございましたので、質問等受け付けていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

吉田 勇吉副委員長

一宮市の吉田でございます。

今、事務局から生活保護者の入浴券、理容券等について、尾西市、木曾川町並みに廃止するというところでありますけれども。これは私は、一度関係者の意見も聞いてみたいと。慣例によって今日まで、対象者としてはそんなに多くない人でありまして、なければ予算的にもそんなに多くないと。廃止してしまうことがどうかという問題も若干、私個人としてはここでは結論が出しがたい。また今回宿題としていただいておいて、10月末の委員会に結論を出すわけでありまして、できるだけ一度関係者の声を聞きながら、結論を出していきたいと思っております。

以上です。

浅田 清喜委員長

これはお風呂を経営している人たちを助けるという意味合いが、尾西市にも過去ございまして、補助券なんか出してあった時代もございましたけど、銭湯がなくなってしましまして、補助金が出せなくなってしまったものですから、ちょっと一宮とは違って特殊かもしれないけどね。事務局、ほかのところでこういうことやってみるところは、あるんでしょうか。

岩下 道彦福祉分科会長

入浴券につきましては、他の市では実施しているところはございます。

浅田 清喜委員長

今、副委員長が言われましたように、また関係の方々のご意見等聞いて、次回にご意見を出していただきたい。小委員会で残すのか、廃止するのかという結論をここで出しますので、皆さん方も一回ご研究をしていただきたいと思っております。

ほかにごいませんか。

生活保護につきましては、ほとんど国の事業でございますので、そう大差はないようでございます。入浴券だけがちょっと特殊なことをおやりいただいでいて、これだけ助かった方もかなりあったと思うんですけど、尾西市では、補助金は、先ほど言いましたように、銭湯がなくなってしまったものですから出せなくなったということもございます。

どうでしょう。これは持ち帰りいただいて、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

では、ほかにご意見もございませんので、この議題につきましてはお持ち帰りをいただき、次回にお考えをお聞きさせていただきたいと存じております。

以上で、本日の協議事項は終了させていただいて、続きまして第5のその他に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

森 輝義事務局長

それでは、最後の11ページ、資料6をお開きください。その他につきましてはご説明申し上げます。

今後の委員会の日程は、第1回の合併協議会で確認されましたとおりの線で進めてまいりたいと存じます。場所については未記入でございますが、委員長さんの所属の市で開催してまいりたいと考えておまして、次回からの小委員会の開催は、尾西市役所で開催したいと考えております。

なお、第4回につきましては午前、午後と小委員会が重なっており、大変勝手を言って申し訳ございませんが、準備の関係で本日同様この場所で開催させていただきたいと考えております。またあらためて文書でご案内申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

なお、それぞれの小委員会の資料につきましては、今回同様、事前にお送りいたしますが、全体の協議会資料については、小委員会の結果取りまとめ作成いたしますので、協議会及び小委員会の日程の関係上、事前配付はできかねます。その点ご理解の上、ご了承いただきたいと思います。

その他につきましては、以上でございます。

浅田 清喜委員長

その他につきましては、10月20日、11月25日につきましては尾西市で開催をさせていただく。12月18日につきましてはこの場所で開催をさせていただくというご説明がございましたが、そのとおりでよろしゅうございますでしょうか。

吉田 勇吉副委員長

私は同じ目的のもとに、ある一つの結論を出すための会場をね、木曾川へ行ったり尾西

市へ行ったりね。ひょっとしてこれ、僕らも余程資料を見ながら出かけていきますけど、間違ふということは人間は絶対ないとは言えない。ましてや委員長や副委員長がその席にいなかったら困ってしまう。

本当から言ったらこのFDCというこの場所は、所在が一宮市の馬引にあるだけで、共通の使用場所だと思っています。それで、変えなければいけない理由は何にあるかということ、ちょっと事務局長にお聞きしたい。なぜ尾西へ持っていったり、木曾川へ持っていったり。ここも、尾西も木曾川も共通の認識を持った場所だと私はそう思っています。変えると間違ってしまうと、反対の方へ走っていったらもう間に合わない。ちょっと参考意見やけど。いけないとは言っていない。

森 輝義事務局長

それでは、ご説明させていただきます。これは法定協が始まる前の任意協議会の中で少し議論があったところでございますけれども、いわゆる2市1町対等の精神で協議していかうと。そういった話し合いの中で、お互いの市町の場所でもって協議を進めようというような議論がございましたので、この法定協議会ではそういった趣旨を酌み取りまして、委員長さんの所属するところで小委員会をという考えでございますので、よろしく願いいたします。

吉田 勇吉副委員長

私は任意協議会のメンバーには入っておりませんでしたので、そういう話し合いがあったということは聞いておりません。今、事務局の方言われるようにそういうことが申し合わせであれば、了承します。結構です。

浅田 清喜委員長

ほかの小委員会も委員長のところでやられるわけですね。副委員長もいつも尾西をお通りでございますけれども、尾西もいいところですので、ぜひ地形をお忘れにならんように、お出かけをお願いします。

吉田 勇吉委員

私は毎日、尾西を通っています。

橋本 照夫委員

今の提案です。場所を固定した方がいいのではないかというご意見、全くそうだと思うんですが。やっぱり具合悪いですか、ここで決めていくというのは。

浅田 清喜委員長

これは委員長として、任意合併協にずっとおりまして、本当に率直に申し上げますと、一宮の皆さん方は本当に対等の精神を取り入れていただいているなど。任意協のときもいろいろ意見が出ました。汚い言葉も出ましたけれども、本当に市長以下ずっと出てみえた方はよく耐え忍んでいただいたなと思っておりますので、その意味での対等の精神というのが、任意協議会での話し合いでございましたから。

木曾川の方も、一宮の方も、ほかの委員さんは木曾川にも行きますし、一宮にも来ますのでね。これはあのときのこの場でいろいろご議論がありました、確かに。対等の精神

は何やというところまで入りましてね。そしたら、一宮の会長さんが、そしたら持ち回りでしょうやと。本当の対等の精神でお話がございましたので、橋本さんも一宮もよく行かれますし、木曾川も行かれますので。

橋本 照夫委員

そんなに気を使ってまでやらなくても、場所は決めておいたほうが間違えないと思いますが。できればと思ったんですけど、余り固執しません、そのことには。

浅田 清喜委員長

大変恐縮でございますが、本日の会議はこれで終了させていただいてもよろしいでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

浅田 清喜委員長

ありがとうございました。長時間にわたりまして、熱心なご討議いただきましたこと、お礼を申し上げさせていただきます。閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 5 5 分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 5 年 9 月 3 0 日

会議録署名委員 浅 田 清 喜 (自署)